

## 東京都北区公共工事の中間前金払に関する取扱要領

平成21年5月11日  
21北総契第1145号  
総務部長 決裁

### (通則)

第1条 東京都北区契約事務規則(昭和39年3月31日東京都北区規則第4号。以下「規則」という。)第48条の3により行う中間前金払に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (中間前金払の特例)

第2条 規則第48条の3第1項ただし書の区長が特に必要と認める工事とは、予定価格が40億円を超え、かつ、複数年度の工期のものとする。

### (中間前金払の制限)

第3条 中間前金払の対象とされる公共工事であっても、規則第49条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わない。

2 前項に定める場合のほか、工事等を主管する部長が予算執行上の理由その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

### (中間前払金の端数処理)

第4条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (中間前金払の対象及び率等の明示)

第5条 中間前金払の対象とされる公共工事及び中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者に対してこれを明示するものとする。

### (中間前払金に関する特約事項)

第6条 中間前払金を支払う公共工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 中間前払金の用途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金にかかる認定)

第7条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合に支払うものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 工事主管課長は、中間前払金を受けようとする者(以下「請求者」という。)から別記第1号の1及び2様式による請求があった場合は、前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、直ちに調査を行わなければならない。

3 工事主管課長は、前項の調査により妥当と認めるときは、認定調書(別記第2号様式)を作成のうえ、請求者に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第8条 中間前払金の請求は、前条第3項による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区長に提出した後でなければ行うことができない。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 請求者は、前項の保証証書とともに中間前払金請求書(別記第3号様式)を作成のうえ、区長に請求するものとする。

3 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加又は返還)

第9条 規則第48条の3第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に規則第48条の3第1項に規定する率等を適用して算出した中間前払金額と既に支払済みの中間前払金額との差額とする。この場合において支払済みの中間前払金額の算出基礎となった中間前金払の率等が規則第48条の3第1項に規定する率等を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する中間前払金額の算出に際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。

2 前項の規定により、中間前払金額を追加払する場合においても、中間前払金の合計金額は規則第48条の3第1項に定める額を超えることができないものとする。

3 規則第48条の3第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区に提出せしめ、かつ、契約の相手方の請求により行うものとする。

4 規則第48条の3第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期

限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）（以下「法定利率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

- 5 規則第48条の3第2項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他区長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

#### （保証契約の変更）

第10条 区長は、規則第48条の3第2項の規定により中間前払金を追加払しようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を提出させるものとする。

- 2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。
- 3 規則第48条の3第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区長に提出させるものとする。

#### （中間前払金の用途制限）

第11条 中間前払金は、当該中間前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

#### （保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還）

第12条 規則第48条の3第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第48条の3第2項において準用される規則第48条の2第3項第1号又は第3号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定利率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。
- 3 規則第48条の3第2項において準用される規則第48条の2第3項第2号の規定により中間前払金を返還させる場合には、区長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定利率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の中間前金払)

第13条 2年度以上にわたる公共工事であっても、中間前払金は契約金額の2割に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該公共工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される公共工事に係る中間前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う公共工事の特例)

第14条 債務負担行為を伴う公共工事であるため、第4条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後中間前払金を支払うことができるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成21年4月1日以後に締結される工事請負契約から適用する。

付 則 (平成22年3月24日 総務部長決裁)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要領第1条に規定する東京都北区契約事務規則(昭和39年3月東京都北区規則第4号)第48条の3は、この要領の根拠として平成21年4月1日以降より適用する。

付 則 (平成27年3月31日 総務部長決裁)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成27年4月1日以後に締結される工事請負契約から適用する。

付 則 (令和5年12月26日 総務部長決裁)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年4月1日以後に契約締結した工事等の請負又は委託契約について適用する。